

自治研究

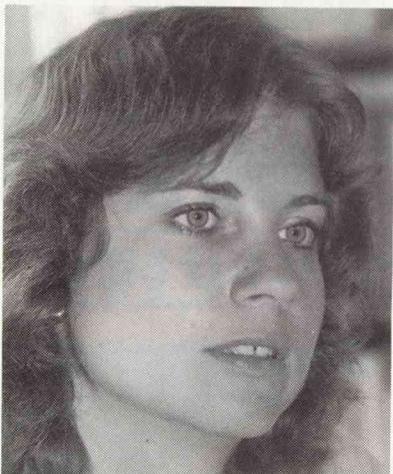
かながわ

1981
11

No.47 特集 鈴木行革、その神奈川における影響



神奈川県地方自治研究センター



マーシャ・カプリオ

AFSCME本部公共政策分析局長

ミシガン大学出身のエコノミストで、まだ29才だが、今年4月には連邦議会下院予算委員会でレーガン共和党政権の経済・財政政策を鋭く批判した。

(本紙15P、「アメリカ流行革、レーガンの経済政策」参照)

もくじ ◆◆ CONTENTS

特集 鈴木行革、その神奈川における影響

県自治研センター事務局 3

1. 住民への影響、3つの側面 3

2. 医療、老人をねらいうち 4

3. 年金の掛け金引上げ必至 7

4. 児童福祉にも直撃弾が 7

5. 教育その他にも大きな影響が 9

まとめ 10

資料 臨調第1次答申と概算要求による

神奈川県民及び県内自治体への影響（試算） 11

アメリカ通信No.3

アメリカ型行革、レーガンの経済政策

インディアナ大学在学 佐藤孝治 13

I 納税者の反乱とレーガン経済政策

1. 危機下の公共サービスと82会計年度カ州予算 13

2. マサチューセッツとデトロイトとのちがい 14

3. アフスマの公共サービス削減反対キャンペーン 15

4. カ州知事時代のレーガン政策と現在 16

5. 世論操作と公共サービス削減 17

II レーガン流行革、その理論と影響 18

1. “自由放任”経済と公共部門の縮小 18

2. 紳士の反乱の指導者たちとその思想 19

3. 供給サイド経済理論とその問題点 20

4. レーガン経済政策とその社会的影響 21

5. 総合経済政策策定の重要性 23

6. 日米の公務員労働者の共通した状況 24

あとがき 25

編集後記 25

自治研月報

かながわ
1981
11

No.47 特集 鈴木行革、その神奈川における影響



神奈川県地方自治研究センター

鈴木行革、その神奈川における影響

〔臨調第1次答申と概算要求がもたらす
神奈川県民および県内自治体への影響試算〕

神奈川県地方自治研究センター事務局

7月10日に出された第2次臨時行政調査会の第1次答申、8月25日に決められた政府の行革大綱（行財政改革に対する当面の基本方針）、さらにこれらをうけて各省が出た昭和57年度予算概算要求（9月8日発表）は、政府の歳出削減を徹底するという点ではまったく一致している。当然、いま93国会で審議されている「行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減に関する臨時措置法（案）」（通称・行革特例法）も同じ考え方になっている。

これらの内容は「行政改革」の名に値しないばかりか、臨調の名を借りた財政のつじつま合せでしかない。財政のつじつまを合せるために、国民と自治体に犠牲を強いることは許されることではあるまい。

臨調第1次答申と行革大綱ならびに各省の57年度概算要求を通じた国の歳出削減が、国民に直接または間接にどう影響を与えるのか、県や市町村の自治体にどう影響が出るのか、いま判明している資料にもとづき試算をしてみた。試算にあたっては、神奈川県、川崎市、藤沢市、寒川町などを訪れ調査をし、担当者との話し合いやいろいろな資料提供をいただいた。関係者のご協力にまず謝意を表しておきたい。また、今回の調査は、特に自治体の行っている行政内容を中心であり、国の直接行っている行政の分野にはふみこんでいない。さらに臨調答申の約40項目のうち、神奈川県民に影響の大きいと思われる10項目を選んである。したがって試算されない部分にも、まだ多くの事項

のあることをあらかじめお断りしておきたい。

1. 住民への影響、3つの側面

政府がいますすめようとしている行財政改革は、大蔵省の試算によると昭和57年度予算に対しては総額2兆3,500億円の財政効果をもたらすという。その財政効果の内容は別表1のとおり①臨調答申の節減合理化にそった措置9,000億円、②ゼロシーリングによる公共事業の削減8,500億円、③同概算要求での各省庁の節減6,000億円である。この中には臨調答申で「政府部内で検討のうえ年度末までに結論を得る」とされた、国民健康保険や児童扶養手当などの都道府県への一部肩替り問題

表1
臨調答申と概算要求の財政効果
10.8 大蔵省国会答弁より

1. 臨調答申にもとづく節減合理化	9,000 億円
うち行革特例法関連	2,480 億円
国保など地方肩替り	2,700 億円
補助金10%削減	1,900 億円などを含む
2. ゼロシーリング	
1) 公共事業の抑制	8,500 億円
2) 概算要求の各省庁での削減	6,000 億円
合 計	2兆3,500億円

など、大蔵・厚生・自治の3省間で話し合いのついていないものも含まれてはいる。ともあれ、かなり大幅な削減であることは確かである。

ちなみに、総額2兆3,500億円の削減額を、日本の総人口1億1,700万人で割ると、1人あたり約2万円に相当し、1世帯あたりでは7万円になる。政府はしきりに「国民生活に迷惑はかけません」などと国会で答弁しているが、はたしてそうであろうか。

これらの削減措置は、国と地方を通ずる行財政制度の複雑なしきみのなかで、屈折したかたちで住民生活に影響を与える。したがって、すべての影響を試算することは不可能に近いので、国レベルの削減額が10億円以上のものを抽出し、そのうち神奈川県民への影響の大きい医療、年金、福祉を中心に試算してみた。

影響のあらわれ方を分類すると、次の3つに分けることができる。

(1) 住民に直接影響を与えるもの

高額医療、地方単独の老人医療の廃止、老人保健法の自己負担、児童手当、保育料、各種年金のスライド延期など。この他にも、国大や私学の授業料、公的金融の利子引上げ、国鉄をはじめとする各種公共料金の引上げなどが予想されている。

(2) 国の補助負担金の削減により自治体財政を圧迫するもの

老人保健法、社会福祉・教育などの施設建設、公共事業の地域特例、農林漁業振興、公害対策など。この他に、公共事業の抑制、補助金の1割削減などの影響があると思われる。

(3) 国の負担を都道府県・政令指定都市や各事業者に肩替りさせ、結果的に住民へのしわよせとなるもの。

国民健康保険、児童扶養・特別児童扶養手当の肩替り、各種年金や医療保険の給付費・事務費の保険財源への切替えなど。補助金1割削減、公共事業の地域特例削減などにもあらわれる。

これらの影響は、それぞれ単独であらわれるほか、老人保健法のように(1)(2)が並行してくるものや、各種年金のように(1)(3)が並行してくるもの、補助金1割削減など(2)(3)が同時にあらわれるもの

などがある。このように屈折した影響のあらわれ方をするので、できるだけ住民の身近かな所で、身近かな問題をとりあげ、わかりやすく説明するための努力が必要となる。各自治体ごとに、過去の実績を調べたうえで、医療・年金・福祉・教育などを中心に試算することを是非お願いしたい。

2. 医療、老人をねらいうち

(1) 論拠のない国保の府県肩替り

まず国民健康保険である。国保は国民皆保険制度を地域からささえるものであり、国の政策にもとづき国の委任を受けて市町村が事業主体となっているものである。地域保険とよばれてはいるが、その性格は国家的な保険事業であることに変りはない。ところが、厚生省は国の負担している給付費の40%を削るために、5%分を都道府県に肩替りさせようというのである。厚生省の概算要求によると、これで2,410億円の国の負担が軽くなるという。神奈川県はその負担分として111億円が持ち出こととなる。

この措置がとられると、住民（国保加入者）への直接的影響はないが、この分だけ県財政の圧迫となり、しかも巨額なだけに影響は大きい。県では高校100校計画を実施中であり、高校1校の建設費（土地代含まず）は約20億円といわれている。110億円というと、1年間で5校分の高校建設費が消えてしまうことになる。財政再建期間中（昭和57～59年度）の3年間では15校分に相当する。もし実施されるとして、高校建設は予定どおり進めるとしたらその分だけどこかが削られることになる。この影響ははかり知れないものがある。

自治省では、この分を地方交付税（基準財政需要額）に算入してもよいという考えをもっているようだが、地方交付税の総額が一定であれば、都道府県の需要が増える分だけ市町村分が減らされることにもなりかねない。また、57年度に神奈川県は地方交付税の不交付団体になるものと予想されている折から、不交付団体となれば金額持ち出

しとなってしまうのである。

理論的にも府県が肩替りすべき筋あいのものではない。すなわち国保を含めてすべての社会保険は、制度上、保険料と国庫負担で運営するしくみになっており、国保だけに都道府県負担を導入することは、現行社会保険の制度と体系を崩すことになり、国負担の軽減のみを重視した暴挙であるといわざるを得ない。57年度予算編成の行われる12月のうごきを注視する必要がある。

なお、国保の事務の執行に要する費用は全額国庫負担となっており、さらに国保財政の市町村間の調整をはかるための財政調整交付金、国保財政を圧迫する老人医療費と高額療養費の負担を軽減するための臨時財政調整交付金が国庫負担となっている。これら事務費や調整交付金は、臨調答申では見直しの対象となっており、厚生省の概算要求では削減の対象には入っていないが、今後削減されるおそれもあり、十分監視する必要がある。

(2) 自己負担増える家族の医療費

次は医療保険の高額医療費の自己負担限度額の引上げである。国民皆保険制度のなかで誰でも必ずどこかの医療保険に入っている。被用者保険

(サラリーマンが対象)では被保険者本人は10割給付であり初診料の一部負担金だけですが、家族は医療費のうち入院2割、外来3割が自己負担である。また国保はすべて3割自己負担となっている。この被保険者の家族と国保加入者の自己負担金が、現行では3万9,000円を超える部分は保険で負担をすることになっている。

この高額医療費の自己負担の限度額を1万2,000円引上げることにより、総額70億円の歳出削減をはからう、というのが厚生省の概算要求である。試算のために掌握できる資料を調べると、県内では、自己負担の対象となる家族と国保加入者は約350万人である。そのうち過去の実績により5%が高額医療の支払対象者とみて、1件あたりの支払実績1万500円がよけいに負担をよぎなくされることになる。対象者の総額では18億円にのぼるとみられる。これは直接、住民の負担となる。

対象者のなかには公務員関係の共済加入の家族

が含まれていない。これらを入れるともっと大きな負担となるはずであるが、県内居住者数だけを把握することが困難であるため算入できなかった。

また、県が単独事業として実施している重度障害者の医療給付事業と、民生・衛生関係の特定疾患の医療給付事業がある。この事業は対象者の自己負担分を公費で支給する制度であるが、自己負担限度額の引上げにより公費の持ち出しが増えることになる。県独自の措置ではあるが、この分の県の負担増は重度障害者で4億、その他1億の合計5億円になるものとみられている。

(3) 問題の多い老人保健法

次は老人医療である。臨調答申は「老人保健法の早期成立をはかる」と言い、「地方単独の老人医療無料化・軽減措置の廃止」を加えている。

現行の老人医療は、70才以上の老人には所得制限はあるが医療費が無料となっている。そのしくみは図1-1のように各医療保険の負担と、保険の負担しない自己負担分を老人福祉法により公費で負担している。

今、国会で審議されている老人保健法は、図1-2のように70才以上の老人を対象にした医療費の支払いと、新たに40才以上を対象として健康づくりのための保健事業を行う、というものである。医療のための費用は公費3割(国20%、県・市町村各5%)と保険者7割の負担となる。さらに本人の一部負担を導入し、外来1月500円、入院1日300円(4月を限度)を負担金として支払うことになるが、所得制限は廃止するという。

まずこの法案によると、厚生省の試案では国の法定負担は増えることになっているが、実は国保などの国負担分が大幅に減るので結果的に国負担は少くなるとみられている。その分、市町村の負担は確実に増加する。医療費の法定負担分の増加は初年度(57年10月実施)で県と市町村でそれぞれ9.5億円(平年度12億円)になる。さらに、保健事業を行う費用として、事業主体である市町村の負担は10.5億円になると推計される。

問題なのは、一部負担金である。これにより老人医療の無料化の原則が崩れることになるわけだが、厚生省では初年度300億円(平年度880億円)

の削減を見込んでいる。老人医療受給証の交付者が54年度21.3万人であったことから57年度には23万人になると推計し、厚生省の54年度平均受診率が12.5回であることから、初年度の外来・入院の一部負担金はあわせて26億円（平年度36億円）に達すると見込まれる（算出基礎は別掲のとおりである）。平年度になおすと老人1人あたりの負担は約1万6,000円になる、一部負担金とはいえ収入の少い老人にとっては大きな影響をおよぼすであろう。

さらに老人保健法の問題点として保健事業が挙げられる。市町村が住民の健康維持のための事業を地域で行うことは必要である。具体的には健康手帳の交付をはじめ、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導などを行うことになっている。

しかし、必要な人材や器材の確保、施設の整備などに必要な財源をどうするか明かでない。さらに県（指定都市）の保健所機能との関連や、市町村保健センターとのかかわりなど全く不明となっている。

藤沢市の調査によれば、初年度に保健婦の採用と保健センターの建設で約5億円の持ち出しになるという。すでに市が独自に行っている循環器、県の事業の胃ガン、子宮ガンの検診の費用を、この法律による市町村負担と比べても6千万円の持出しになるという。また法律ではこれらの検診に必要な費用を市民から一部負担金をとることも考えられているようだが、その内容は明かでない。

県でも、老人医療の現行制度は民生部が所管と

老人医療費負担割合の比較

図1-1

(1) 現 行

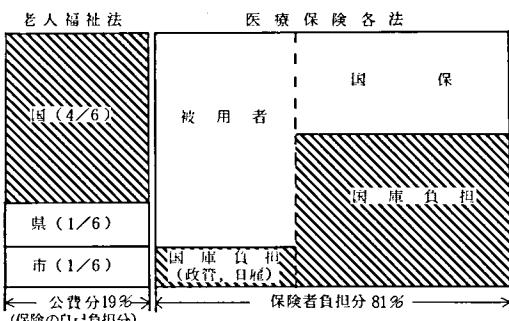
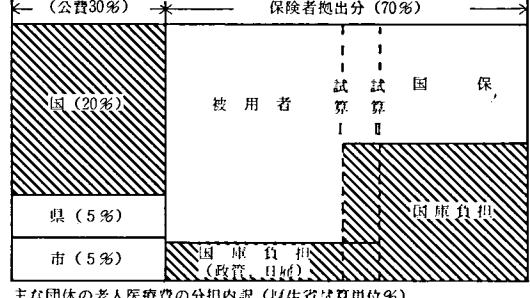


図1-2

(2) 新 制 度



なっているが、新しい保健法だと民生部か衛生部かハッキリしていないという。こんなに内容が不明確のまま法律を作ったのでは、仮りに良い法律だとしても市町村の受け入れ体制はできないであろう。特に保健制度は国民生活に直接関係の深いものであり、十分な審議と納得のいく説明が十分行われる必要がある。

(4) 許せぬ地方自治への介入

さらに、最大の問題として「地方単独の老人医療無料化・軽減措置の廃止」がある。老人保健法が成立すれば全国一律にこの制度に従わさせ、県や市町村が独自に実施している70才未満の老人にも無料化をしている措置（上乗せ）を廃止しろ、というものである。地方自治体が独自の判断で自らの財源を使い、議会の承認を得て実施しているこれらの事業は、県内で16市町にものぼる。これを廃止しろとは、憲法上規定されている「地方自治」に対する重大な侵害である。

さすがに厚生省は憲法違反となる法律での強制はしないようだが、行政指導をするという。大蔵省は一部負担金の導入と同様に地方単独の上乗せ措置を行うと総医療費の抑制にならないとして、あくまでも一律実施をもとめている。県内の16市町で実施しているこれらの事業は総額で18.5億円となり、県の所得制限緩和分が4.5億円である。この事業が廃止されると、合計で23億円が老人の負担となるのである。一部負担金とあわせると老人1人あたりでは2万6,000円になると試算できる。老人負担増の分だけ県市町の負担は軽減され

る。

3. 年金の掛金引上げ必至

年金制度の手直しも今回の行革の柱となっている。それだけに影響は大きい。

臨調答申では国庫負担率の引下げを最大課題とみているようだ。まず、厚生年金の年金給付費は20%が国庫負担とすることが法律で決められている。今国会での特例法で、財政再建期間中（57～59年度）は国庫負担を15%に引下げ、減した分は厚生年金の保険財源でまかなえという。国会審議では、保険財源で一時立替えた5%分について、国の財政再建が終り財政的余裕ができたら返す、と政府は答弁しているが、返す時期は明確にしていない。

厚生省の概算要求では国庫負担金5%削減により1,800億円をひねり出している。厚生年金の被保険者は全国で2,630万人であるから、1人あたりでは約6,900円に相当する。国が返済することを明確にしない以上、保険財源で負担せざるを得なくなり、これは当然、保険料の引上げで措置される。

県内の厚生年金の被保険者は120万人であるから、1人あたり6,900円の負担増は合計で83億円になる。財政再建期間中の3年間これが続けば負担は240億ものぼると試算される。

厚生年金の保険料は労使折半が原則であるから、実際には半額が直接県民負担となると思われる。ただし、県内の120万人の被保険者は県内の事業所の分であり、県外通勤者分は算定できないが、これを入れればもっと大きくなるはずである。

政府のゼロシーリング（予算の延伸ゼロ）の枠外の措置として、各種年金の物価スライドの実施がある。57年度は5.5%の物価上昇分を年金額にスライドさせるというが、スライド実施時期は毎年の予算措置で約半年間繰り上げられていたものを、法律どうりの実施時期にするという。

すなわち厚生年金は5月が11月に、国民年金は7月が58年1月、福祉年金は8月が同じ58年1月

に遅らされる。これにより300億が削減されると厚生省はいう。県内のこの3年金の受給者は、厚年28万人、國年19.7万人、福年12万人であるから、それぞれの平均引上額から推計すると、わずか5～6月の遅れだけで、厚年56億円、國年15.4億円、福年7.8億円の合計79億円ものぼる。年金生活者の生活に響くことは必至である。

また、保険年金事業は国の仕事であることはすでに述べたが、実際の事務は国の委任をうけ市町村が行っている。この事務費は国の負担であるが、その一部をそれぞれの保険財源に切替えることが検討されている。保険財源で一時立替えるにしても、国が返済されなければ保険料でまかなうことになる。国民年金と国民健康保健の事務費の20%が保険で負担するとなると、それぞれ國年4億、國保6億と推計され、あわせて10億円が結果的に県民の負担となる。

4. 児童福祉にも直撃弾が

（1）どうなる児童手当制度の行方

福祉関係も削減のまた大きいものがある。

まず児童手当である。児童手当は義務教育終了前の第3子以降の児童1人につき月5,000円を養育者に支給する制度であるが、被用者（サラリーマン）と非被用者（自営業主など）とでは費用の負担割合が異っている。自営業主などが養育者である場合は3%が国庫負担金であり残りは県市町村が1%ずつ負担する。サラリーマンは国庫2%，県市町村1%で残りは事業主が負担することになっていく。

ところが、実際に支給されているのは自営業者の方が高くなってしまい、この分だけ国負担がかさむ。これを抑えるため、養育者の所得制限を強化しようというものである。現行460万円（6人世帯）以上の所得のある者は対象とされないが、これを391万円に引下げようという。受給率の低いサラリーマンに対しては、全額事業主負担で所得391万から560万円までの養育者の支給できるこ

ととしている。

児童手当の所得制限強化は、56年6月に497万円から450万円に引下げられたばかりである。この時に約20%が支給対象からはずされている。57年度の所得制限の強化でも同様な影響が出ると推計し、現在の県内の受給対象児童9.1万人の20%が対象外となると総額10億円にのぼる。対象者の減少で県と市町村ではそれぞれ1.7億円の支出が軽減される。

もともと児童手当は革新自治体が先導的に単独事業で実施してきたものである。それを47年1月から国の制度とし、当初5才未満であったものが49年度から義務教育終了前まで拡大され、50年から5,000円となったものである。臨調では児童手当について抜本的見直しが指摘され、国会答弁で政府は制度の存続を確約した。これをうけて、厚生省も抜本的見直しに着手している。

抜本的見直しの基本は支給対象の拡大におけるなければならない。現在第3子以降としているのは外国でも南アフリカ共和国とモーリシャスの2国だけであり、児童手当制度を実施している66ヶ国の中58ヶ国までが第1子から支給しているという（官房速報56.10.14付）。財政再建のうごきと再建後の制度の改善のうごきを注視したい。

(2) 理由なき押つけ、2つの扶養手当

次は児童扶養手当と特別児童扶養手当の給付費の一部を県と指定都市に負担を肩替りさせる問題である。

児童扶養手当は、生計を父と同じくしていない

保育所の運営の負担区分（B市調査より）

図2

保育所運営費総額			
保育所措置費		法定外扶助費	
国基準徴収額 A		国負担金	市町村負担金
保護者負担 (保育料)	市町村 単独負担	$A \times \frac{8}{10}$	$\frac{1}{10}$

市町村超過負担

児童の母等に支給されるもので、母子福祉年金が父と死別した児童に支給されることと対応している制度である。特別児童扶養手当は、20才未満の心身に障害のある児童を行する父母等に支給されるもので、障害福祉年金が20才以上の障害者に支給されることと対応している制度である。福祉年金が全額国庫負担であるのに、この2つの扶養手当だけを県と指定都市に負担をさせる理由はまったくない。

現実にこの手当の支給をうけるについて、かなりプライバシーを侵すような調査を行うような行政指導も行われていると聞いており、支給抑制はすでにはじめられているようだ。そのこと自体も問題である。

厚生省はこの2つの扶養手当の給付費の20%を県と指定都市が負担するようもとめており、320億円の削減をもくろんでいる。これにより、県では10億、横浜7億、川崎5億の合計22億円が自治体負担増になる。これらの扶養手当は57年度も物価スライド5.5%が実施されるので、受給者への直接的影響はない。

(3) 保育料にも値上げの波が

次が保育料である。保育料については臨時答申で「費用徴収基準の負担能力に応じた強化、公平化をはかる」とされていることから、厚生省は概算要求で費用徴収基準額の7%引上げと国庫負担金の6.9%引下げをうち出し、130億円の削減をはかろうとしている。

保育所の運営費は、国が決める父母負担額=国

基準徴収額と国負担金、自治体負担金でまかなわることになっている。ところが、実際には市町村が所得階層別に独自の基準を決め、結果的に保護者負担を軽減するために一定割合を市町村の単独負担としているところが多い。その扱いは各自治体でまちまちだが、図2のようになっている。さらにこの保護者から徴収する国の基準と同額を、図8、県・市町村各1ずつ負担するものをあわせて保育所の措置費としており、原則的にはこれでまかなうことになる。それだけでは実際には足りないので、市町村がさらに法定外措置費として超過負担をしている。

厚生省が国基準の引上げと国負担の削減をすると、必然的に保育料の引上げとしてはねかえってくる。最終的には市町村の政策判断にゆだねられるのだが、神奈川県内の場合、保育料だけでみると約1,000円の引上げが予想され、対象児童5.7万人で総額7億円の負担増加が推計される。また同額が市町村負担としてはねかえるものと考えられる。

この試算では一律でみたが、市町村によってかなり差が出ることが予想される。従来から住民負担の軽減措置をとっている自治体ほどその負担増が重くのしかかり、国基準どおりの所はそのまま父母負担に転化されることになるであろう。自治体の予算編成のポイントとして注視しよう。

4. 教育その他にも 大きな影響が

(1) 義務教育の国庫負担金削減

以上で住民に直接的な影響をもたらす部分は終るが、この他に自治体の大きな負担増になるものを特徴的に3点だけあげておきたい。

まず、義務教育費（教職員給与費など）の国庫負担金の削減が予定されている。文部省は現行ルールどおりの概算要求をしている。現行の国庫負担金は国の基準給与額100に対して105までの給与額を基準として、給与費の実支出額の%を支出することになっている。臨調では地方公務員の給

与抑制の立場から、国なりの給与水準を基準とするようにもとめている。

神奈川県の56年度義務教育国庫負担金は、総額970億円であり、そのうち教職員の給与等は600億円である。国基準を100として、1%引下げられるごとに約6億円の負担増になることから、国並みにするため5%引下げるにすれば、県が30億円の負担増を強いられることになる。この金額は高校1校分以上に相当しよう。

さらに試算できないものとして、児童・生徒数の増加に伴う教職員の増加の問題がある。これは文部省では特に見解を出していないが、臨調答申では「増員措置を縮減する」とされている。神奈川のように人口急増地域ではそれに伴う児童生徒数の増加が激しく、当然に教職員の増加を必要とする。国が増加定員を認めないとなれば、県独自で措置しなければならなくなる。57年度1,000人、58、59年度でそれぞれ500人の増員が見込まれていることから、この分へどう影響がでるのか心配されている。

(2) 大都市に影響の及ぶ地域特例削減

次は、地域特例の削減である。地域特例とは、特定の地域の公共事業について通常の補助率または起債充当率よりも、上乗せ（かさ上げ）した補助または起債を認めようという制度である。内容は多岐にわたっているので省略するが、行革大綱のなかで、この上乗せ（かさ上げ）分のうち県と指定都市だけは%をカットされることになっている。

この措置により神奈川では該当する法律が少いため県にはほとんど影響がないが、横浜で8.4億円、川崎で1.7億円、あわせて11億円が削減されることになる。この減額分は、おそらく起債により措置されることになると思われ、事業執行に大きな影響はでないものと予想される。しかし起債である以上、この償還をどうするかをめぐって大蔵省と自治省での話し合いがついていない。償還を国と自治体がどう分担しあうのか、今後の予算編成上の問題として残されていることから、引き続き注意して見守る必要がある。

いずれにしても、地域特例は地域の特殊事情を

考慮してつくられている措置である以上、この削減は地域事情を無視した措置であるといえる。

(3) 問題のある補助金 1割削減

最後は補助金等の削減である。補助金については臨調答申の一般的方策のなかで「各省庁ごとに総枠（例えば1割削減）を設定して整理合理化を進める」ことになっている。各省からの概算要求でこのすべてを把握するのは不可能であるが、補助金件数は56年に比べ700件（20%）減少し、削減額はおよそ1,900億円といわれている。

補助金等といってもその名称は、補助金、負担金、交付金、補給金、委託費などに分かれている。また内容的にも国が当然負担すべき負担金や委託費などと、自治体などが選択の余地のあるものとがあり、各称と内容は必ずしも一致してはいない。総額は56年度の一般会計で14兆5,000億円にものぼっている。

神奈川ではこれらの補助金等のうち、削減対象となる分は、県分592億円、市町村分1,803億円とみている。これらの10%が削減されるとして、県では60億円、市町村で180億円となるものと推計される。

補助金の削減の影響はこれまた一様ではない。補助金が削減されても自治体でその分を肩替りして執行しなければならないものもあるが、削減された事業はその執行をとりやめることができるものもあるはずである。原則的には、ひもつき補助金はすべて廃止されることが望ましく、その分として自治体の独自財源を増加させる必要がある。

ともあれ、市町村分の補助金削減はかなり大きな額になる。小中学校の建設費（土地代含まず）は1校約10億円であるという。180億円とは18校分に相当する。

ま　と　め

以上、住民と自治体に与える影響の概要をみてきたが、その総額は、住民に直接影響をもたらすもの256億円、県への影響220億円、市町村への影響210億円となる。700万県民、220万世帯を数える神奈川である。試算できた部分だけのトータルで約690億円になり、1世帯あたり3万円に相当する。

県への影響220億円といえば、県の事業税収入（56年度予算2,225億円）の1割に相当し、建築部の税予算額に匹敵する。市町村への影響210億円といえば、55年度の県内全町村の住民税（119億円）と固定資産税（109億円）にはほぼ等しい額であり、茅ヶ崎市の56年度当初予算総額（240億円）に近い額である。

試算されなかった部分として、例えば公共事業の削減によって県民生活に関連を持つ生活基盤整備などの遅れが確実に予想されることからもあり、最終的な57年度政府予算と自治体予算の編成をみなければ判明しないことからも多い。とりあえず、現時点での試算となったことを申し述べて終りとしたい。

自治体政策づくり読本

大原光憲・横山桂次編著

2,800円

初めて成る労働組合・市民・住民側からの政策づくりの手引き書。全国の総力を結集し、事例を折込み実際の政策づくりに役立つよう編集。自治体政策づくりの意義と課題（丸山康雄・富塚三夫・松下圭一・大原光憲）①今日の自治体政策（新田俊三ほか10氏による論文）②政策づくり運動の現段階 A、総合政策づくり（横山桂次ほか4氏の論文）B、個別政策づくり運動（全国各地の職労の各種政策づくりの実際を具体的に展開する）。

〒151
東京都渋谷区代々木一ノ三八
電話（三七九）二二八一
総合労働研究所

※ 当自治研センターへ申込む
と一割引となります。

臨調第1次答申と概算要求による神奈川県民及び県内自治体への影響(試算)

81年10月

神奈川県地方自治研究センター試算

	臨 調 答 申 項 目	概 算 要 求	影 韵 額			積 算 基 礎 (神奈川県民分)
			住 民	県 分	市 町 村 分	
医	・国民健康保険 給付費の一部を県が負担することも考えられるが、財源問題もあるので政府部门で検討のうえ、本年末までに結論を得る。	国民健康保険の給付費は国が $\frac{40}{100}$ を負担しているが、厚生省概算要求では、そのうち $\frac{5}{100}$ を都道府県に肩替りさせることとしている。 (厚生省概算 2,410億円削減)	—	111	—	55年度国保医療給付費額 1,751億円(実績) 56年度 " 2,000億円(推計) 57年度 " 2,220億円(推計) $2,220 \times 5\%$
	・医療保険 高額医療費自己負担限度 の引上げ	自己負担限度額 39,000円(現行)を 51,000円に引上げる。 (厚生省概算 70億削減)	18	5		55年 政管健保被扶養者 53.8万人 入院2割自己負担 3月末 組合管掌 " 97.2万人 外来3割 " 国保被保険者 180.1万人 3割自己負担 57年度推計(3者) 350万人 350万人×5% (高額支払い分推計) × 10,500円(1件あたり平均)
療	・老人医療 ①老人保健法の早期成立をはかる。	①老人保健法による費用負担割合 公費 $\frac{30}{100}$ (国 $\frac{20}{100}$ 県 $\frac{5}{100}$ 市町村 $\frac{5}{100}$) 自治体負担 保険財源 $\frac{70}{100}$ 患者自己負担導入 外来 1月 500円 入院 1日 300円(4月まで) (厚生省概算 300億円削減) 平年度 800億円	26 (平年度36億円)		△4.5	①老人医療費法定負担分 9.5億 保健事業分(市町村分) 10.5億 ②54年老人医療受給証交付者 21.3万人 → 57年度 23万人 (推計) " 平均受診率 12.5回 外来 23万人×500円×12月 = 13.8億円 初年度 6.9億円 入院 23万人×27% (入院率) × 300円×30日×4月 = 22.4億円 初年度 85% 19億円 ③県単独の老人医療軽減措置の廃止 △ 4.5億 市町村単独 " " △18.5億 県民負担増
	②地方単独の老人医療無料化・軽減措置の廃止		23			
年 金	・公的年金 ①国庫負担率を引下げる ②老令年金の支給開始年令を段階的引上げ ③保険年金に対する事務費国庫負担の保険財への切換え	①厚生年金国庫負担率 20%を 15%に引き下げる (厚生省概算 1,800億円削減) ②物価スライド 5.5%引上げ実施時期のくり下げ 厚生年金 5月 → 11月 国民年金 7月 → 1月 福祉年金 8月 → 1月 (厚生省概算 300億円削減)	83			①国庫負担引下げを保険料にはねかえすと 1人当たり 6,900円 6,900円×120万人(厚生年金加入者) ②年金受給者(56年4月末) 厚生年金 28万人 国民年金 19.7万人 福祉年金 12万人 厚生年金 28万人 × 4,000円(引上額推計) × 5月 = 56.0億円 国民年金 19.7万人 × 1,300円(") × 6月 = 15.4億円 福祉年金 12万人 × 1,300円(") × 5月 = 7.8億円 ③国民年金事務費 20%の切換と推計 4億 国民健康保険事務費 20%の切換と推計 6億
			79			
			10			

	臨 調 答 申 項 目	概 算 要 求	影 韵 額			積 算 基 礎 (神奈川県民分)
			住 民	県 分	市 町 村 分	
福	・児童手当 公費負担に係わる支給を低所得世帯に限定する。	・児童手当受給者の所得制限を450万円(6人世帯)を391万円に引下げる。被用者については全額事業主負担の給付を行う。 (厚生省概算 60億円削減)	10	△1.7	△1.7	・56年6月より所得制限497万円から450万円に引下げられた。これにより約20%が対象者からはずされたので同様の影響とみる。 受給対象児童数9.1万人(56年6月現在人口の1.3%と推計) 9.1万人×20%(削減される割合)×5,000円×12月
	・児童扶養手当、特別児童扶養手当 給付費の一部を県が負担することも考えられるが、財源問題もあるので政府部内において検討のうえ本年末までに結論	・児童扶養・特別児童扶養手当の給付費 支給額の20%を県と指定都市が負担する。 (厚生省概算 320億円削減)	10	(指定都市)	12	・児童扶養手当受給者 54年末 1.8万人 83.9億円(支給総額)×20% = 16.8億円 (県分7.8億円、指定都市分9億円) ・特別児童扶養手当 54年末 5,800人 22.3億円(支給総額)×20% = 4.5億円 (県分2億円、指定都市分2.5億円)
社	・保育料 費用徴収基準の負担能力に応じた強化、公平化	費用徴収基準額7%引上げ 国庫負担金6.9%の引下げ (厚生省概算 130億円削減)	7		7	保育所措置児童数 5.7万人(推計) 基準引上げと国負担引下げにより保育料1,000円引上げ (推計) 5.7万人×1,000円×12月、同額が市町村負担増となる。
	・義務教育費国庫負担金 現行の実支出額基準を改め、国並み給与水準を限度	(現行どおり要求一文部省)	30			現行、国の基準給与額100%に対して105%までが国庫負担対象 56年度国庫負担分970億のうち対象分600億円 600億円×5%
そ の 他	・補助負担率の地域特例 終期到来時に廃止を含め抜本的に見直す。	行革大綱により県・指定都市に限り、かさ上げ額の%を削減	0.9	(指定都市)	11	かさ上げ額 68億円×% (指定都市 横浜分 8.4億円、川崎分 1.7億円)
	・補助金等 各省庁毎に総枠(例えば1割削減)を設定して整理合理化を進める。	(個々の補助金については把握不可能)	60		180	国庫補助金等県分592億円、市町村分1,803億円 それぞれ10%削減と推計
合 計			256 億円	220 億円	210 億円	
			県民1世帯当たり	11,130 円	9,565 円	9,130 円 合計 29,825円 (約 3万円) 負 担 増

注) ① 影響額は原則として1千万円台を4捨5入した。

② 医療・年金等の受給者・被保険者等については、県民生部の「民生統計」(54年度版)及び同保険課の受給者数を参考にした。

③ 県及び市町村の影響については、県当局の10月議会発表の資料を参考にした。

④ この調査のなかに国鉄運賃の値上げ、国大・私学の授業料値上げ、金融公庫の利子値上げ、教科書自己負担などは含まれていないので、これが実施されれば影響額はもっと大きくなる。

アメリカ型行革, レーガンの経済政策

AFSCME 本部公共政策分析局長に聞く

インディアナ大学大学院在学

佐 藤 孝 治

(県自治研センター会員)

I 納税者の反乱とレーガン経済政策

佐藤 納税者の反乱に起因する大規模な公共サービスの削減やレーガン政権下での連邦社会・経済政策の反動的後退の中でAFSCME(アメリカ自治労)は先頭に立って政策批判を行い、また大衆啓蒙活動を実施しています。特に今年の4月にNBCやCBS等のテレビで放映されたAFSCME制作によるレーガン政策批判のテレビコマーシャルは大きな反響を呼びました。先日は日本大使館員がAFSCME本部にこのビデオテープの購入に来ましたが、内外でAFSCMEの活動は注目されていると思います。今日はAFSCME本部の公共政策分析局長のマーシャ・カプリオさんにカリフォルニアの提案13号から3年経過した「納税者の反乱」の現状と、公共部門を大幅に縮小しようとしているレーガン政権の経済政策の特徴を聞きたいと思います。

日本の公務員労働者は現在日本政府と財界主導による大規模な行政改革に直面していますが、ここで日本の自治労の活動家にアメリカで現在進行しつつあるこの2つの内政上の大問題を説明していただきたいと思います。私は1978年6月のカリフォルニアの提案13号成立に始まった保守勢力の反撃がレーガン大統領による大規模な連邦予算削減や1930年代にスタートしたニューディール

政策以後の諸政策の全面的変更に至ったことについては多少の驚きを感じざるを得ませんでした。

1. 危機下の公共サービスと 82会計年度州予算

さて、まず1978年のカリフォルニアの提案13号成立後3年経過した「納税者の反乱」の現状を聞きたいと思います。提案13号の本格的な効果の現出、またマサチューセッツの提案2号の成立と大規模な公共サービスの削減、また最近ミシガン州デトロイト市で新たな動きが起きましたね。これらの現状の初めにカリフォルニアの3年後の現況から説明していただきたいと思います。

カプリオ カリフォルニアの提案13号成立後3年間経過した今日、提案13号の影響は本格的になりつつあります。カリフォルニア州政府は提案13号成立時点では約50億ドルの巨額の剩余財源を持っていましたが、財産税が50%減収となった後で、州政府は地方自治体の緊急援助にこの剩余財源を支出しました。全体として地方自治体は剩余財源による州緊急援助によって提案13号の打撃を軽減できました。しかし、今日剩余財源は事実上底を

ついてしまいました。これはもはや州政府には地方自治体の公共サービスを現行レベルに維持するだけの財源がなくなったことを意味します。7月1日にスタートした82会計年度はカリフォルニアにとって決定的な年になるでしょう。2ヶタ台のインフレの中で州財政が1%程度の低成長にとどまることにより、地方自治体への州支出金は減額されるし、地方自治体レベルで公共サービスの大規模な削減は避けられないでしょう。

この点に関して言及したいことは、公共サービスの危機の認識です。提案13号成立前後に反対派が主張したような公共サービスの全般的な危機は、巨額の州剩余財源によって実現しませんでした。しかし、3年間で公共部門の縮小は現実になりました。サマー・スクールの事実上の中止はひとつの中例です。累進課税を検討するよりも、地方自治体の努力は使用料・負担金の新設や増額に集中しました。公立図書館や市営プールの有料化等がこの例ですね。

一般に認識されていない、また、あまり研究されていないもうひとつの影響は公共部門の勤労意欲の低下です。雇用不安感や官民賃金格差や仕事上の財源・資源の不足は多数の公務員の民間流出の原因になりました。いずれにしても、今日まで明らかになった影響のスケールはまだ小規模です。82会計年度中にはこれまでに経験しなかったような公共サービスの削減が具体化するでしょう。ロサンゼルス市・郡ではすでに深刻な事態が検討されています。景気の回復がない限り、公共サービスの削減や公務員解雇は現実的になるでしょうが、景気の回復は余り期待できません。

2. マサチューセッツと デトロイトとのちがい

佐藤 次に昨年11月に提案2号を成立させたマサチューセッツ州の現状はどうでしょうか。事態はカリフォルニアより深刻ですね。

カプリオ マサチューセッツで昨年(80年)11月に成立した提案2号は7月11日付で実効的な法律になりましたが、これ以前に地方自治体レベ

ルでは深刻な公務員労働者の解雇が生まれています。マサチューセッツ州はカリフォルニア州よりも困難な状況に直面しています。つまり、州政府に剩余財源がないことやカリフォルニア州経済のように高度成長の条件が存在しないこと等が直接的に影響しています。マサチューセッツ州議会は提案2号の取扱いで紛糾していて、いまだに82会計年度予算を可決していません。マサチューセッツにとって州剩余財源がないために、州支出金の増額は州政府の公共サービスの低下を意味します。

州政府は現状では約4,000名の州政府職員の解雇を検討しています。ボストン市でも同様に約3,000名の追加解雇を検討しています。ここで注目すべきことは、ボストン市や歴史のある自治体が提案2号によって最も深刻な影響を受けたことです。提案2号の結果として生じた減収補填のために減収分の50%を地方自治体に還元するという州議会の妥協を期待していますが、しかしその財減補填は州政府職員の解雇を生むし、完全な減収補填ではないために地方自治体レベルでもやはり解雇は必至です。現実に州政府は4,000名の州政府職員の解雇と一部事務事業の廃止(12,000名分)によって地方自治体への州政府支出金の増額を検討しています。ここでもカリフォルニア同様に警察官や消防職員は余り解雇の影響を受けないでしょう。解雇の直撃を受けるのは、教職員やAFSCMEが代表している医療労働者、社会福祉労働者、清掃労働者や一般的のホワイト・カラーたちです。

佐藤 自動車産業の中心都市ミシガン州デトロイト市では6月に増税を決める住民投票が成立しましたが、デトロイトの動きは「納税者の反乱」の中で新たな方向でしょうか。

カプリオ デトロイトの状況はカリフォルニア州やマサチューセッツとは少し違っていますね。現在デトロイト市は財政危機の瀕戸際にいますが、1974-75年のニューヨーク市財政危機ほど深刻ではありません。デトロイト市では新年度に1億ドルの歳入欠陥が予想されていますが、これは自動車産業の現状と直接に関係しています。デトロイト市は自動車産業に大変依存していて、全米に

および自動車関連産業の大量解雇によって歳入減と歳出増に直面しました。この経済と関連した財政危機は、デトロイト市当局やミシガン州議会によって正確に認識され、増税が避けられないのが判っていましたが、ミシガン州には1978年のヘッドリー憲法改正案による支出制限条項がありますので、有権者の合意なしには地方自治体は増税できません。

6月23日の住民投票によってデトロイト市民は増税案に合意しました。デトロイト市は緊急の財政危機に直面していた点でカリフォルニア州やマサチューセッツ州とは少し条件が違いますね。財政状況は悪化するばかりで、デトロイト市民は市当局に充分な剩余財源がないこと、そして公共サービスの現状が放置できなくなつたことに気づいていました。ですから、デトロイト市の住民投票による所得税増税の結果を、どのような意味でも納税者の反乱の否定だとは考えていません。デトロイトの現状は特殊な経済状況によってもたらされたといえるでしょう。

3. アフスメの公共サービス削減反対キャンペーン

佐藤 提案13号や提案2%号に対して今後どのような対策をお考えですか。

カプリオ マサチューセッツとカリフォルニアの減税を取り扱っていく限り、AFSCMEは課税制度についての積極的なキャンペーンを促進して行くでしょう。カリフォルニアではAFSCMEは他の労働団体や公共サービスに影響を受ける市民団体と共に闘いつつ、提案13号修正のための住民発議の具体化の可能性を検討しています。今のところ具体案は決定されていませんが、1982年11月の住民投票に提案13号修正の住民発議を成立させ、地方自治体に財産税増税権を与えることを検討しています。これは具体的には財産税の種目別評価方法の導入を意味し、個人住宅については提案13号の制限を継続する一方、商業・産業用の財産税率を引き上げようというものです。提案13号によってすべての種目の財産税評価額が市場価値の1

%に引き下げられましたが、この不合理さを種目別評価方法の導入によって解決しようという案です。AFSCMEは具体案を検討中ですが、近いうちに提案13号修正のキャンペーンを開始する予定です。

佐藤 私がこれまで調査してきた結果でもカリフォルニアの提案13号成立に至る経過は財産税課税上の不公平さに主要な原因がありました。その点に関して今カプリオ局長の指摘された種目別評価は大変重要な点ですね。提案13号によってこの税負担上の不公平さは解消できませんでした。反対に不公平税制が続いただけでなく、かえって税制の矛盾は拡大しましたね。ロサンゼルス郡を例にとれば、個人住宅所有者からの財産税徴収額割合は1977会計年度で55%でしたが、1979会計年度にはこの割合はさらに拡大しましたね。だから、私は提案13号は不公平税制を拡大させたのではないかと考えています。

カプリオ 全くその通りで同感ですね。提案13号に伴ったひとつの問題は、不動産の売買時に自動的な再評価が認められていることです。企業資産はめったに売買されませんから、長期的に見ると企業資産は再評価されることはほとんどなく、財産税の徴収額は提案13号の課した範囲に限定されることになりますね。ところが、カリフォルニア州の住宅市場は大変活気があり、個人住宅の売買も盛んです。必然的に市場価値で売買のたびに再評価され、財産税は依然同様に上昇することが生じています。

提案13号によって生み出された問題としては階級間の不平等が明確になっています。つまり、企業の財産税負担額は確実に減少しているからです。だから5年以内にこの不平等を解消されない限り、ハワード・ジャービスが問題を糊塗するだけの新たな提案13号を住民投票に持ち出す状況が生まれるでしょう。AFSCMEとしては個人住宅用資産の重負担を緩和できる改革に取り組めるように運動しています。マサチューセッツ州政府は次年度に増税しなければならない状況です。AFSCMEはマサチューセッツでも他の公共部門の労働組合、州市長会や市民団体と協力して税制改革の連合を組織しました。AFSCMEが中心になって組織し

たマサチューセッツ税制改革協議会は本来あるべき税制改革を促進するために教育宣伝、研究、議会交渉等に取り組んできました。しかし、地方自治体が深刻な公共サービスの削減を経験した後で、おそらく州議会は確実な税制改革に向って動くことができるようになるのが現実ではないかと考えています。

4. 力州知事時代の レーガン政策と現在

佐藤 最初に説明されたように提案13号による破局は今だ現実になつていませんが、提案13号成立後の公共サービス削減や使用料・負担金の新增設、公務員の解雇はそれだけでも重大な意味を持っていましたね。7月1日に始まった82会計年度のカリフォルニア州政府予算は約22億ドルの歳入不足にすでに直面していますが、この州政府の歳入欠陥が地方自治体レベルの公共サービスにどのような局面をもたらすとお考えですか。

カプリオ そうですね。現状では地方自治体の公共サービスは州政府支出金に大幅に依存していますので、地方自治体レベルでサービスの低下、合理化はかなり大規模になるでしょう。公共サービス切捨ての攻撃目標になるのは、ある意味で市民の目に見えにくい公共サービスですね。したがって、警察や消防が攻撃目標になる可能性はほとんどありません。つまり、一般市民にとって犯罪発生率は重大関心事だからです。

地方自治体の首長や議員たちが警察や消防の削減計画に言及したとしても、提案13号と格闘する緊縮予算を編成する段階で警察や消防の削減は現実的に起らないでしょう。現実の政策決定段階ではどのような事態を考えても警察や消防等は優先されて、解雇されるのは福祉のケースワーカーであり、道路局の現場職員たちでしょう。これまで最も深刻な公共サービス削減が実施されたのは医療扶助であり、貧困層を対象とした福祉施策でした。これらの人々は組織された圧力団体を持たない人々でした。

非人道的な病院・施設閉鎖の政策

ここで医療問題についてもう少し説明しましょう。AFSCMEにとって労働組合としてのひとつの中心闘争課題は、大規模州立精神病院・精薄施設の縮小・閉鎖に反対することでした。多くの州政府は病院・施設閉鎖政策（Deinstitutionalization）という名前で州立病院・施設の縮小・閉鎖政策に乗り出しました。病院・施設閉鎖政策を採用して巨大病院・施設を閉鎖した州で何が起ったかといえば、医療看護の必要な患者たちが適切な医療設備なしで街頭に放り出されてしまったことです。

ニューヨーク州は過去10年間に州立病院・施設を閉鎖したために現在大問題をかかえていますし、カリフォルニア州でもレーガン州知事時代の病院施設閉鎖政策は、レーガン州知事の主要政策のひとつだったために現在同様の問題をかかえています。再度言いますと、これらの人々（患者たち）は組織された団体を持っていないが故に、また、政治力を持たないが故に、財政危機下では極めて攻撃されやすい対象です。レーガン政権下の連邦交付金の削減によってこの状況はさらに加速されるでしょう。

連邦交付金の削減とともに、レーガン経済政策それ自体が公共部門に深刻な影響を与えるでしょう。ロナルド・レーガンは大統領選挙キャンペーン中に政府部門の規模縮小を公約しました。規模縮小は連邦政府が対象であるだけでなく、州政府や地方自治体も含まれています。連邦政府の規模縮小には州政府への多大な権限委譲や政策決定の地方分権化が含まれていますが、財源上の対策は全くありません。この政策と州・地方自治体への連邦交付金の約20%削減（インフレ率を考慮に入れて）は州政府や地方自治体の財政運営に深刻な影響を与えるでしょう。特にカリフォルニアやマサチューセッツのような州では深刻ですね。両州には連邦交付金の削減による歳入欠陥を補うための剩余財源はないし、課税権を提案13号や提案24号によって制限しているために増税もほとんど不可能です。

ですからレーガン大統領の諸政策は、公共部門

の直面している諸問題を一層悪化させるのに役立つだけでしょう。レーガン大統領はすべての人に平等になるように予算削減を実施すると言っていますが、そのようなことは現実に起らないでしょう。レーガン大統領が連邦レベルで予算削減を実施すれば、それは直ちに州と地方自治体レベルの予算に反映します。

レーガン予算は社会福祉、失業手当、医療扶助、社会保障年金や教育予算を削減対象にしましたが、これらの社会・経済プログラムはこれまで連邦政府の強力な政策的支持や委任によって前進してきたことを強調したいと思います。レーガン政権はこのような社会・経済プログラムの削減による経済刺激効果すら公言していますが、再度強調したいことは貧困層や低・中所得層に深刻な打撃を与えることです。年収で 19,000 ドル以下の家族が公共サービス削減によって最も深刻な影響を受けるでしょう。

5. 世論操作と 公共サービスの削減

佐藤 確かにレーガン共和党政権による連邦交付金削減はカリフォルニアやマサチューセッツにとって特に深刻ですね。さらに州憲法修正や州法改正によって支出制限を採用した州でも同様の困難に直面していますね。ここでこれまでの状況をふまえて、カリフォルニアとマサチューセッツの間にある現象的違いについて説明していただきたいと思います。

マサチューセツでは現在公共サービス全般が危機に直面し、図書館や社会福祉や教育だけでなく、警察や消防力の削減までが公共サービスの縮小案の中で検討されていますね。カリフォルニアでは警察や消防力の削減案があったとは思いませんが、マサチューセツ州はどうして強調されているのでしょうか。

カプリオ これは全く政治的な政策決定ですね。現時点までに私たちの知っている限りでは、ボストンのケビン・ホワイト市長は警察署の閉鎖や消防職員の解雇案を発表しましたが、今日に至るま

でホワイト市長は何ら具体化していません。政策決定の段階で支持者の政策優先順位を反映せざるを得なかったならば、現実に政策提起できることは当初記者会見で発表したものとは大変違ったものにならざるを得ないでしょう。だからホワイト市長が予算削減や公共サービスの切捨てを実際に決定する段階では警察や消防にはほとんど影響が生まれませんね。そして教育予算や貧困層を対象にした医療扶助や社会福祉が犠牲にされました。自治体首長が基本的サービスである警察や消防の削減計画で嚇かしたとしても、現実の予算編成や政策決定段階ではいかに財源の不足があっても基本的サービスの削減をトップには持ってきません。

おどしに使った警察・消防の削減

佐藤 政治的な政策決定であるならば、ケビン市長の記者会見から削減案撤回に至る過程は一種の世論操作ではないでしょうか。ケビン市長の実際の計画は教育のような他の公共サービスが削減対象だったのに、記者会見による公表段階では警察や消防の削減もあり得るのだと言って市民に市財政の現状を極めてセンセーショナルに訴えたとは考えられないでしょうか。センセーショナルな警察の削減計画の故に怒った市民たちが道路を 50 日間バリケード封鎖した末に、ケビン市長は警察や消防の削減案を撤回しました。結果として他部門の公共サービス削減はスムーズになりましたね。本来ケビン市長が考えていた公共サービス削減への抵抗を少なくするための世論操作の手段に警察や消防を使ったのではないでしょうか。

カプリオ 世論操作とはあまりに刺激的な言葉ではないかと思いますが、ある意味では正確でしょう。アメリカで公共サービスを思い浮べる時、まず街頭の警察官や消火活動をする消防士を想起しますが、これは大変明瞭な公務労働だからです。公共サービス削減案を作成する時に、基本的公共サービスを削減すると嚇かしたら、自分の本来の思惑のために支持者を獲得するのは困難ではないでしょう。これがケビン・ホワイトがボストン市でやったことですし、他の地域でもあり得ることです。ですから、ある意味でやはり世論操作の一種ですね。また、これはひとつの見解を促進する

ための圧力を作り出す試みですね。今後警察官や消防士たちの解雇もあるでしょうが、本格的な公

共サービス削減と公務員解雇はこれらの2つの基本的サービス以外から実施段階に入るでしょう。

II レーガン流行革，その理論と影響

佐藤 先日カリフォルニア州財政局の資料の中に興味深いデータを見ましたが、レーガン知事下での所得税構造の顕著な変化、法人所得税から個人所得税への税比重の移行はどのような原因が考えられるのでしょうか。

カプリオ レーガン州知事第一期めに、カリフォルニア州政府は深刻な財政問題に直面していて、累進所得税を課しました。彼の第一期の州議会多数派は民主党で、増税案を成立させるためにレーガンは民主党と妥協し累進個人所得税を採用せざるを得ませんでした。ですから、レーガン州知事第二期からジェリー・ブラウン州知事第一期にかけて、税負担上の個人所得税と法人所得税の比重の変化はそれほど大きくなりませんでした。過去10年余にわたる州と地方税の税収源を調査すれば、所得税だけでなく全体の税負担で、法人企業から個人納税者への税負担比重の大変化が明らかでしょう。

現在のレーガン大統領の減税案の不公平さのひとつは法人企業と個人納税者の負担割合への影響だと考えています。現行連邦課税制度下では、法人所得税は連邦政府歳入中約13%を構成していますが、レーガン減税案がそのまま実施されたら5年後の1986年度には連邦歳入中の法人所得税は7%の構成比に低下するでしょう。だから、レーガン大統領の主たる関心は民間部門の刺激と法人減税ですね。

1. “自由放任”経済と 公共部門の縮小

佐藤 全体として税負担の法人企業から個人納税者への大幅な移転という動向についてもう少し説明していただきたいと思います。

カプリオ 個人所得税は連邦税収入のかなりの部分を占めているのが事実です。レーガン政権下の減税案で最大の利益を受けるのは、年間所得5万ドル以上の階層です。この利益は実質的に低・中所得層の犠牲の上に生みだされるしかありません。ですからレーガン減税案によって税負担上の不公平さはさらに促進されるでしょう。同時にレーガン減税案では法人関連の減税も主要課題です。さらにその上で連邦歳出削減も検討しています。このことは歳入欠陥を連邦歳出削減の口実として使うことを意味しています。

1960年代後半、カリフォルニア州知事としてロナルド・レーガンは深刻な財政危機に直面していました。そして公共サービスを維持するために増税の道を選びました。しかし、現在大統領としてのレーガンは公共サービスの維持にはそれほど関心を示していません。

現在アメリカ人の直面しているのは古典的な税負担の移転、法人関連税の減税と個人関連税の増税という税負担の移転だけではありません。レーガン大統領の関心は全体としての連邦政府を縮小させるという理念を反映したものであり、連邦政府を金融・財政政策の域外におき、“自由放任”的な経済活動を復活させるというものです。レーガン大統領の目的は公共部門の絶対的な縮小です。現時点ではレーガン大統領の理念は連邦議会の中に浸透してきて、成功しつつあります。上院は共和党が主導権を握っていますし、下院では民主党内の財政保守主義者たちを信服させたことによって、議会対策で常勝してきました。これは公務員労働者と貧困層にとって深刻な事態を意味します。

現時点における納税者の努りは、1978年当時に州政府や地方自治体に向けられていたのと比較すると、連邦政府に向けられています。政府間関係諮問委員会による税金と歳出に関する世論調査

によれば、最も不公平な税金は1978年までは常に財産税でした。1978年の提案13号やそれに続く課税制度上の改革により、1979年度、80年度の調査では連邦個人所得税が最も不評でした。しかし、世論調査の結果は人々の受けとめ方であって、客観的な事実とは一致しません。实际上、連邦個人所得税はアメリカの最も累進的な課税制度です。州個人所得税や財産税や販売税と比較した時に、連邦個人所得税はアメリカの課税制度上で最も公平な税金ですが、累進課税というよりも比例課税（PROPORTIONAL）だと言うべきでしょう。

アメリカ課税制度の逆累進性

佐藤 連邦所得税は累進的というよりも比例的大ということですね。

カプリオ 確かに外見的には連邦所得税は累進的に見えますが、税負担に関するほとんどの研究結果では連邦所得税は比例的だという結論か、わずかに累進的だという結論でした。

佐藤 カリフォルニア州、ウィスコンシン州、ミネソタ州が累進所得課税を採用していますが、それ以外の州では見あたりませんね。今のカプリオさんの連邦所得税の見方と考えあわせると、全体としてのアメリカの課税制度は逆累進的な傾向を示していると理解しても問題はないでしょうね。

カプリオ 今の3州は大変累進的な課税制度を持っているが、一般的に言って今の指摘は正確だと思います。もし社会保障税、販売税、または累進州所得税を採用していない州を合わせて検討するならば、どんなによく見ても比例的であり、累進的だとは言えません。私としてはアメリカの課税制度は全く逆累進的だと考えています。当然にも経済学者の中には異論がありますが、私個人の考え方としてはどんなによく見ても比例的だとうのが公平だと考えています。

2. 納税者の反乱の指導者たちとその思想

佐藤 納税者の反乱に関する最後の質問として、

カリフォルニアのハワード・ジャービスやその他の諸州の納税者の反乱の指導者たちについての見解を聞かせて下さい。また1980年6月のカリフォルニアでの提案9号＝ジャービスⅡの敗北は、アメリカの公務員労働運動にとって大変重要な意味を持っていると考えていますが、どのようにお考えですか。

カプリオ ハワード・ジャービスは提案13号で勝利するまで、不動産開発に関与してきましたし、長年カリフォルニアの住民でした。提案13号の前にも何度か減税を試みては失敗しましたが、1977年から78年にかけてのカリフォルニアの特殊な環境がジャービスの減税案の実現を助けました。この理由としては急速に上昇した財産税負担があります。誰れの眼にも一目瞭然でした。短期間に自分たちの財産税が2倍に上昇した人々は、州や地方自治体の施策に大変強い不満を示しました。市民は減税の公約や財産税制度改革の話を聞かされました、州議会や州政府はどの公約すら実現しませんでした。マサチューセッツでも同じことが起きました。これらの事実は「政府」に対する不信と辛辣さを生み出しました。そして人々は自分たちの手でこの課税制度上の矛盾を解決する決意をしました。

ハワード・ジャービスは彼の理念にとって最高のスポーツマンです。しかし、減税運動のためにジャービス型の人格が本質だとは思いませんね。現にマサチューセッツにはハワード・ジャービスに比肩できる人物はいません。マサチューセッツにもドン・フェイダーのように提案2号を推進したマサチューセッツ減税委員会のスポーツマンはいましたが、マサチューセッツにはジャービス的な人格を持った人物はいませんでした。マサチューセッツには減税と有権者の欲求不満を増長する環境があれば充分だったのです。

提案13号成立後、ハワード・ジャービスは「小さな政府」、「政府支出の削減」といった理念のために全米キャンペーンを実施しましたが、マサチューセッツを除いてカリフォルニアの外では提案13号型の運動はほとんど失敗しました。すなわち、カリフォルニアを除いてジャービスの理念を実現させるための条件が不充分だったのです。

の点は大変興味深いと考えています。マサチューセッツは独特のケースでした。昨年11月の提案2号の成立前、マサチューセッツの個人納税者は全米トップの財産税負担をしていました。ですから、マサチューセッツではこのような条件が必然的に納税者の反乱を生み出したのです。

提案13号型の納税者の反乱は野火のように広がりませんでしたが、実際に起ったことは支出制限の動きの台頭でした。カリフォルニアの提案13号成立後、支出制限という州政府の課税権や歳出に憲法上や法律上の制限を課す住民投票がいくつかの州で成功しました。支出制限は将来の歳入抑制と所得税の物価スライド制を課しました。支出制限運動は公共サービスや公共部門の規模の縮小よりも現状の固定化を促進しました。しかし、私たちは納税者の反乱や支出制限運動からかってのエネルギーは失われたと考えています。

1980年11月の住民投票にはかなりの州で提案13号型の住民発議が投票にかけられましたが、マサチューセッツ州を除いてAFSCMEの活発な活動によりすべて失敗しました。ですから、AFSCMEは公共サービスと貧困層に深刻な影響を持つ提案13号型の住民発議に効果的に反撃できるようになりました。これはカリフォルニアの提案9号反対闘争でも同じでした。ハワード・ジャービスのデマゴギーの敗北は、私たち公務員労働者に大変大きな励ましを与えてくれました。有権者たちが提案9号に反対したことは、州民が公共サービスの維持の必要性に関心を示したこと意味します。ですから、大規模な州歳入の削減に反対して投票しました。結果は非常に肯定的でした。

3. 供給サイド経済理論とその問題点

佐藤 これまでカリフォルニアとマサチューセッツの状況を説明していただきましたが、ここで少し見方を変えて納税者の反乱の動きと供給サイド経済理論の関係を説明していただきたいと思います。御承知のように供給サイド経済学者はカリフォルニアの提案13号を積極的に支持しましたし、

その1人であるアーサー・レイファー（南カリフォルニア大学教授）はハワード・ジャービスの経済問題顧問でしたね。その意味で供給サイド経済理論が納税者の反乱で果した役割は重要ではないかと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

カプリオ 供給サイド経済理論やレーガン政権の保守的経済政策と納税者の反乱の理念は政府（公共部門）をどのように見るのが点で共通していますね。共通点は政府をムダで不能率なもの場合には、腐敗した機構として見ていくことです。カリフォルニアやマサチューセッツの世論調査を通じて明らかになった一般的の反応は、公共部門から多額の支出を削減することが可能であり、そのことによって公共サービスの維持運営は影響されることはないだろうということでした。公共部門がムダであり不能率だという理念はロナルド・レーガンが大統領選挙キャンペーン中に普及・拡大させましたが、現在のレーガン予算案の中身にもそれが反映していますね。

たとえば、レーガン大統領候補は教育予算に対する連邦交付金支出を25%削減しても現行の教育内容の質には全く影響しないし、公共サービス（学校教育）はもっと能率的になると主張していました。ですから、有権者たちがレーガンの大額減税提案に賛成してレーガンに一票を投じたことは、公共サービスや貧困層に反対して投票したこと意味しません。有権者たちは効率的でない政府に反対して投票したのです。

それに、供給サイド経済理論は、課税制度が重荷になって効率的でない行政を生み出しているという一部にある空気を背景としていますね。簡単にいってこの理論は減税によって歳入を削減し、さらに政府の環境規制等を緩和し、より多くの資本を効果的に民間部門に投入することで経済の再生を図り、生産過程は民間部門の自由意志決定にまかせるべきだ、と言っています。そこでは民間部門の主目的が利潤追求であり、公共部門が不採算部門であるという事実が無視されています。ですから、供給サイド経済理論や納税者の反乱の主たる理念は反政府、反公共サービスの動きとして具体化し、両方とも本気に「ムダで不効率な」公

民間部門を縮小し民間部門を刺激することで経済再生を計画できるかのように考えています。

カリフォルニアの提案13号やマサチューセッツの提案25号の成立原因は少し違った条件を伴っていました。両州にはあまりにもはっきりとした課税制度上の不公平があって、2つの住民発議は一応この不公平税制に取り組もうとしました。ところが供給サイド経済理論にとって強調すべき点は歳入構造それ自体であり、税負担上の不公平な配分には関心がありません。つまり供給サイド経済理論は単純に歳入や税収を削減することに关心があり、すべてのレベルで減税し、そのことによって民間部門の成長と発展を図ろう、と。全米レベルでレーガン政権の政策は連邦支出を削減するためには「不必要」な社会計画の縮小が選択できる道であると考える人々から支持されていますが、これは基本的な供給サイド経済学者たちの見方とも一致しています。

56年間の公共政策への挑戦

佐藤 供給サイド経済理論や新保守主義の基本的理念はレーガン政権の政策原理となり、現在および今後のアメリカの政治・経済の動向に重大な影響力を持つと考えられますね。供給サイド経済理論は経済的不平等や不公平税制の現実を無視しているという見解ですが、確かに課税制度の現状に促して言えばこの理論に基づく減税案は、誰が税を負担して、誰が負担していないのかという点についてほとんど考慮していませんね。この意味で供給サイド経済理論は新保守主義の動向と共に大変反動的な役割を果しつつあると思います。この理論はレーガン政権によって具体化され、アメリカ社会をニューディール政策以前の時代に戻そうと試みているように感じていますが、どのようにお考えでしょうか。

カプリオ 私も全くその通りだと考えています。供給サイド経済学者たちは古典的な経済理論を持ち出してきて、新しい名前をつけて、大衆に向って新しい経済理論だと宣伝してきました。まさしく古典的な経済理論通りで、労働者を刺激し、安定雇用・高利潤を作り出すことによって最低所得層をも含めた全体の社会に利益をもたらすという

見解ですね。私はエコノミストのひとりとしてこの経済理論が正しいとは考えませんし、アメリカのリベラル派や民主党支持者がこのような経済理論を受け入れるとは考えません。

むしろ私はこの理論やそれに基づいた政策は、過去50年間にわたってアメリカ社会の達成した進歩的な政策を後退させようとする大変深刻な反動と考えています。レーガン政権は1930年代や1960年代にスタートした生活水準向上のための社会計画・経済計画を縮小しようとしています。支出削減の主要目標は社会関連の公共サービスです。ニューディール以来の社会・経済計画は連邦政府の公共政策なしには資本主義の市場経済下では達成不可能な計画です。レーガン政権下での社会・経済計画の縮小政策は、社会全体の所得配分に重大な意味を持っていますし、アメリカ社会の経済的不平等の拡大に直接的に影響するでしょう。

4. レーガン経済政策と その社会的影响

佐藤 さて、レーガン政権の経済政策は具体的にどのような影響を持つのでしょうか。すでに多くの調査結果が貧困層へのしわよせを指摘していますが。

カプリオ レーガン経済政策が推進される中で連邦政府部門の縮小、その結果として州・地方自治体の公共サービスが縮小されるでしょう。連邦政府の規模縮小は、新年度連邦予算で非国防内政関連予算の伸びを3%に抑制したことによっても明らかです。逆に国防関連予算は16%伸びますので、レーガン大統領は連邦予算の比重を非国防予算から国防関連予算に移していますね。反面、非国防予算、つまり連邦社会計画とはレーガン大統領によって大幅に削減されようとしています。これと同時にレーガン政権による減税政策は、新年度に540億ドルの減税を計画していますが、法人に100億ドル、個人納税者に440億ドルです。個人減税の大部分は高額所得層に還元されてしまうと見られ、法人所得税から個人所得税を含めた全般的な所得税減税は、アメリカ社会の所得配分上

の不公平さの大幅な拡大を意味するでしょう。

このレーガン政権下の課税政策で富裕層はいっそう富み、貧困層はさらに貧しくなるでしょう。これによって民間部門が刺激されて生産性を高めることも、予期された程の雇用を創出することもありえないでしょう。反対派に対するレーガン政権側の反論にもかかわらず、多数の貧困層が社会計画の「安全ネット」からさえも落ちてしまうでしょう。今日のアメリカ社会は全般的な減税や全面的な公共部門の支出削減によっては解決できないはるかに深刻で明確な経済問題に直面しています。

レーガン政権は公共政策や公共サービスの存在理由を忘れてしまい、民間部門だけが利潤をあげると考えているようですね。医療扶助の普及は利潤を獲得できないが故に、公共部門の不採算部門であり縮小すべきだ、と。ところが民間部門は、高校中退の未熟練労働者に都市内部で雇用の機会を創出するわけではなく、目標を定めない全般的な減税と歳出削減は、社会全体に経済的利益をもたらすわけではありません。減税は年収 15,000 ドル以下の所得階層には不利益となり、年収 5 万ドル以上の所得階層には利益を生みます。またレーガン経済政策の生み出す雇用効果とインフレ抑制についても大変重大な懸念があります。

しかし、一連のレーガン政権の経済政策に対する AFSCME の基本的な関心はアメリカ国民の生活水準への政策的影響にあり、AFSCME としては経済的不平等を作り出すレーガン経済政策には反対してきましたし、今後も強く反対し続けるでしょう。つまりレーガン経済政策の結果として貧困層や勤労層に必要以上の負担をしいる経済的不平等に反対していくでしょう。

アフスメの主張は総合経済政策の確立

佐藤 最近読んだ論文で社会計画の縮小によって深刻な影響が生まれることを取りあげたものがありました。つまり、レーガン政策によって 1930 年代のニューディール政策の時期以来、初めてアメリカ人の生活水準が低下しつつあるのだという内容でした。この見解についてカプリオさんはどのようにお考えですか。

カプリオ レーガン政権下の福祉予算削減で生活水準の低下は間違いない起るでしょうし、私はそのことについて全く疑いません。1930 年代のニューディール政策以来、特に 1960 年代の諸社会計画の進展によって貧困の追放や平均寿命の延長に前進があり、公共住宅や医療その他の公共サービスの拡大によって低所得階層に多大の利益がもたらされました。しかし、社会進歩に貢献した諸プログラムの削減・縮小に伴って、生活水準の低下は現実になるでしょう。

アメリカが直面している国家経済上の他の深刻な問題は地理的差異です。つまり、今日南西部の経済成長はめざましいのですが、北東部や中西部の都市の荒廃は深刻です。特にミシガン州、オハイオ州、ニューヨーク州等の経済上の地盤沈下は顕著ですね。レーガン政権下での民間部門に対する総花的な財政・経済政策は、地理的不均等をさらに加速させる可能性があります。

AFSCME は経済政策上目標の固定化、つまり中央計画が必要であること、そのための公共部門の役割が重要であることについて常に訴えてきました。経済政策は総合的に助成対象となる地域・産業を検討した上で作成された連邦政府の総合経済成長政策の一部であるべきです。ところが、デトロイトの失業率 20 %、テキサスの失業率 2 % という条件の中で、不特定対象の総花的な法人・個人減税によってデトロイトの苦境を救うことは不可能です。資源の総合的管理、資源の効率的使用が緊急の要請ですが、レーガン政権は総合的な公共政策の役割を無視しています。

ここで再び強調すべきことは、レーガン大統領や供給サイド経済学者の考えの中にある公共部門の役割の縮小という経済理念のために、総合計画や経済調整政策が否定されて、いわゆるアダム・スミス的な“自由放任主義経済”への回帰の動きがあることです。これは貧困層や未組織層にとって大変恐るべき事態です。ですから、今日政治活動や政治宣伝がいっそう重要になっていますが、現状のアメリカ労働運動の中には組織労働者対策においてもかなりの深刻な問題があります。たとえば経済的な論点や課税制度上の争点については問題点があいまいになり、1978 年の提案 13 号の

成立のためには公務員労働者の40%が賛成にまわっていました。

アメリカの2大政党制度の限界

佐藤 私の個人的印象ですが、現状のアメリカの2大政党制度、つまり民主党と共和党という2大政党によって国政が動かされている制度に、今日かなり矛盾が現われているように感じています。現行の2大政党制度の下では貧困層や少数民族の声の結集にかなり無理がないでしょうか。特に今日、民主党連邦議員の中からレーガン予算案に南部出身議員を中心にしてかなりの支持者が出来ましたね。昨年の春、初めてジャック・ハワード氏（AFSCME委員長補佐）にお会いした時にこのことが話題になりました。ハワード氏はヨーロッパの公務員組合から労働者政党の不存在についてかなり批判があることを言われていましたが、歴史的には民主党が一定その役割を果したのも事実だと思います。しかし、今日の状況下で労働者階級を代表する政党は必要だとお考えになりませんか。

カプリオ アメリカには労働党なり労働者党はありませんが、民主党が存在しています。共和党は企業の代弁者ですが、民主党はだいたい民衆を代弁してきました。民主党は高令層、貧困層、黒人やメキシコ系アメリカ人などの少数民族、婦人団体の声を代弁してきました。しかし、最近経済問題の調整能力をなくし、大統領選挙では多数の労働者票がレーガンに流れました。

レーガンが選挙中に民主党のスローガンである雇用や減税を主張することで勝敗をつけたことは大変興味深いことです。選挙公約の雇用や減税は伝統的に共和党のスローガンではありません。だから、レーガンの経済政策の達成にはかなりの矛盾があると思いますね。レーガンはすぐれたスポーツマンであり、大衆の心を把むことができましたが、選挙公約通りにはできないでしょう。つまりレーガンの顔は企業側に向いているからです。彼の勝利の原因は雇用と物価安定という公約を果せなかったカーター政権の失敗と、民主党政権のスローガンを展開したことで大衆を把んだことがあります。

5. 総合経済政策

策定の重要性

佐藤 アメリカ経済の停滞の中で、自動車を中心とした日米貿易摩擦がこの春まで続いてきました。私はカプリオさんのお話から、自動車王国デトロイトの不況は自動車関連産業に直接影響するだけでなく、失業者の増大等を通じて公共部門（デトロイト市）にも間接的に波及し、市財政危機の原因ともなっていることがよく判りました。確かにデトロイト市の財政危機は1975年のニューヨーク市のように深刻でないようですが、日本製自動車の輸入急増によって自動車産業労働者だけでなく、間接的に公務員労働者や公共サービスに深刻な影響が生まれていることはやはり見逃すことのできない問題ですね。一方の自動車産業労働者たちが大幅な超過勤務をして働いている時に、他方では約20万人の失業者たちが明日の展望もなく失業手当で生活しているという現実は無視できませんね。この問題について今度はお考えを聞かせて下さい。

カプリオ 私はエコノミストの1人として自由貿易が最も経済効率性が高いと考えています。保護主義的障壁は経済刺激や経済成長を阻害する要因となり、また効率的な市場管理を阻害してしまうものです。しかし、アメリカの労働者の仕事を保護しなければならないのが我々の立場です。

問題を自動車産業にしほって見ると、過去10年間に状況を適確に把握し、成長を観察してきた人がいるとは思いません。企業経営のまずさを批判するのが今の目的ではありませんが、アメリカの自動車産業が燃料効率のよい自動車を作つてこなかったことは衆知の事実ですし、エネルギー危機等による状況変化に機敏に対応できなかつた背後には経営上の問題がやはり存在しています。アメリカの自動車産業は短期的な利潤追求にのみ専念し、長期計画や長期的な産業の安定成長をほとんど考慮してこなかつたのが事実です。

アメリカ経済の成長停滞の要因のひとつは、民間部門に事実上長期政策が存在しなかつたことで

す。長期政策の欠如は自動車産業だけでなく、鉄鋼産業についても事実として指摘できます。製鉄技術革新への対応はきわめて鈍く、短期利潤に関心が集中しました。産業体质を強化するための長期戦略や雇用安定を展望するのでなく、1年間だけの株主と配当金のための短期展望によって自動車産業や鉄鋼業の経営上の問題はさらに悪化しました。

経済理論と情報の国際交流が必要

アメリカには総合産業政策があるとはいません。連邦政府の手による行政指導や市場経済の規制はほとんど存在しません。現在の共和党政権下ではこの傾向はさらに強まるでしょう。経済学者の間で論議されていることは政府の市場経済規制であり、総合経済計画です。現在のアメリカの資本配分は大変非効率的ですし、経済発展阻害の原因ともなっています。たとえば、石油産業は全産業の40%の利潤をあげていますが、新しいエネルギー開発に投資するのではなく、利潤を不動産購入や他産業（ディスカウント・ストア等）獲得の手段に使っています。

今日、アメリカ経済再生のために、労働者の生活安定のために、政府と産業と労働界一体となった試みが必要になっています。ところがアメリカでは総合（長期）計画はほとんど問題にされません。アメリカ人は「総合計画」と聞くと大変不安になりますが、今私たちに必要なのは理論と情報の国際的交換です。

佐藤 日本の高度経済成長の原因として通産省主導の長期総合計画が強調されてきましたが、都市問題を考えたならば、日本には戦後の復興期や高度経済成長期に総合都市計画があったとはいえないだろうと考えています。その結果が現在の都市の現状に現われていますが、アメリカには19世紀末以来のすぐれた都市計画の伝統がありますね。

カプリオ 全くその通りだと思いますね。アメリカの都市の中には街路や公共交通機関等の都市下部構造の点で非常に努力を集中した都市がありますが、都市のスプロール対策に追われているのが現状です。しかし、アメリカのいくつかの新興都市は都市成長を想定した都市計画を始めなかっ

たら、将来深刻な状況に直面する可能性があります。しかし現在のレーガン政権下での経済政策は一般に考えられているよりも大都市や労働層に深刻な打撃を与えるでしょう。つまり、連邦交付金が削減され、雇用対策上の連邦助成計画が縮小され、効率的な資本投下が考えられていないからです。

6. 日米の公務員労働者の共通した状況

佐藤 これまで納税者の反乱や現在のレーガン政権の諸政策についてカプリオさんからAFSCMEの考え方をうかがいましたが、私たち日本の公務員労働者にとっても、AFSCMEやアメリカの現状を理解する上で大変参考になったと思います。現在日本の公務員労働者も日本政府と財界主導による大規模な行政改革に直面しています。最後に、日本の自治労の活動家たちに連帯の言葉がいただけたらと思います。

カプリオ そうですね。日米の公務員労働者は大変共通した状況に直面しています。つまり、公共部門の縮小や公共サービスの削減はAFSCMEや自治労組合員に直接影響を持つだけでなく、公共サービスの受益層、貧困層に影響を与えます。AFSCMEと自治労は日米の公共部門の労働組合として公務員労働者の権利擁護に責任があるとともに、未組織層、貧困層の利益擁護にも責任があると思います。ですから、公務員労働組合として現在の大企業優先の公共政策の後退や、公共サービス削減の動きに最大限の反撃の闘いをしなければならないと考えています。公共部門の演じている役割は現在の社会の中で大変重要な意味を持っていますから、公共部門切捨ての考え方には常に反撃・批判する必要があります。

AFSCMEは一貫してレーガン政権の反動政策と闘ってきましたし、今後も公共部門擁護の立場を主張していくでしょう。AFSCMEは4月に全米にわたってレーガン政権の予算削減の問題点を批判するテレビコマーシャルを放送し、大変大きな反響を呼びました。先日は日本大使館員が、こ

のビデオテープの借り入れにきました。対外的な宣伝に加うるに、AFSCMEとしては組合員の教育活動を重視するとともに、州・地域レベルの団体共闘を促進するでしょう。そして、1982年の連邦下院議員選挙で公共サービスと勤労層の利益を守る候補者を多く選出するよう組織として最大限の力を結集していく方針です。AFSCMEと自治労の相互理解と連帯がさらに強くなることを願っています。

佐藤 今日は長時間どうもありがとうございました。

(1981年7月6日、於ワシントンD.C., AFSCME本部)

あとがき

AFSCME本部公共政策分析局長マーシャ・カ

編集後記



□ “行革”どこへ行ってもこの話が出る。また話をさせられる。第1次答申は行革ではなく財政のつじつまあわせだ。でも根っこはひとつ。公務員削減の大かけ声とウラハラに、本音は地方自治の否定と「中央の時代」の復権にあるようだ。「地方」も尻馬に乗って減量することが目に見えるようだ。

プリオ氏は東部コネティカット州出身、ミシガン大学経済学部博士課程を終了した女性エコノミストである。まだ29才の若さだが、今春の連邦議会下院歳入委員会ではAFSCMEを代表してレーガン政権の減税案批判の証言をした。彼女は、民主党支持のケインズ主義者で、いわば典型的なリベラル派インテリである。その見解や態度は客観的かつ冷静だが、社会的不公平や不平等に対する批判精神は一貫して自信に漲っていた。

このインタビューは今年の夏ワシントンD.C.のAFSCME本部で実地研修の機会を得た際に行った。約2時間のインタビューを英語で行ったが、テープをタイプするのには公共政策分析局の女性スタッフに大変協力してもらった。このインタビュー以外に「医療政策」、「団体交渉の現状」等について担当局長たちをインタビューしたが、機会を見て送稿したい。

タイプ後の英語原文はマーシャ・カプリオ氏と2人で協同編集したが、翻訳上の責任は佐藤にある。

□ 第2臨調の今討論している4部会の資料が丸山事務所から送られてくる。重ねるとすでに20センチ以上になる。この膨大な資料を読みこなすのが大変。でも、各省庁のあまり公表されないデータがギッシリ。どなたか乞ご支援。(上林)

□ 毎年、県本部大会が終ると寿命が縮む想い。□ 自治研センターに派遣されて、早5年。自治労県本部の書記である以上、どのポストについても不思議ではないが、きっと親元から嫁ぐ時に味わう淋しさにも似て……またこちらで頑張ることになりました。迫りくる冬に立ち向う末摘花のように――(桜井)

1981年11月25日

自治研かながわ月報 第47号 (1981年11月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター

発行人 清水嘉治・新田俊三・横山桂次 編集人 上林得郎 定価 1部 200円

〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎ 045(201)1211~3

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月400円の半年分または1年分をそえてお申しきみください。
3. 詳細は自治研センター事務局☎045(201)1211、または自治労県本部☎045(681)7821へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価350円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。